介護予防・日常生活支援総合事業 第1号訪問事業(訪問介護相当サービス)重要事項説明書

あなた(又はあなたの家族)が利用しようと考えている訪問介護相当サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1 訪問介護相当サービスを提供する事業者について

事業者名称	有限会社 ハートフルケア
代表者氏名	三宅 圭一
本 社 所 在 地 (連絡先及び電話番号等)	兵庫県川西市出在家町1番6号 TEL 072-759-7652 FAX 072-756-7033
法人設立年月日	平成 11 年 4 月 2 日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	訪問介護ステーションは一とふる池田五月丘			
介護保険指定事業所番号	2772502445			
事業所所在地	大阪府池田市五月丘1丁目9番12号			
連絡 先相談担当者名	TEL 072-753-7800 FAX 072-753-7801 管理者 平田 友作			
事業所の通常の 事業の実施地域	池田市			

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	実施する指定訪問介護相当サービス事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、要支援状態にある利用者に対し、指定訪問介護相当サービスの円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な介護予防サービスの提供を確保することを目的とする。
運営の方針	利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して、身体介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営	業	日	月曜日から金曜日 ※12/29~1/3 を除く
営	業時	間	午前9時から午後6時まで

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜日から日曜日
サービス提供時間	24 時間

(5) 事業所の職員体制

管理和	平田 友作	
職	職務内容	人員数
管理者	1 従業者及び業務の管理を、一元的に行います。2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤1名
提供責任者サービス	 訪問介護相当サービスの利用の申込みに係る調整を行います。 訪問介護相当サービス個別計画の作成並びに利用者等への説明を行い、同意を得ます。利用者へ訪問介護相当サービス個別計画を交付します。 訪問介護相当サービス個別計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、利用者の状態・サービスの提供状況等について、介護予防サービス計画等を作成した介護予防支援事業者等に報告するとともに、当該訪問介護相当サービス個別計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該訪問介護相当サービス個別計画の実施状況の把握(モニタリング)を行い、モニタリングの結果を記録します。モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて訪問介護相当サービス個別計画の変更を行います。 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握します。介護予防支援事業者等に対し、訪問介護相当サービスの提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状況及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行います。 サービス担当者会議への出席等により、介護予防支援事業者と連携を図ります。 訪問介護員等に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達します。 訪問介護員等の業務の実施状況を把握します。 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施します。 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施します。 お問介護員等に対する研修、技術指導等を実施します。 	常 勤 1名 非常勤 0名
訪問介護員	1 訪問介護相当サービス個別計画に基づき、日常生活を営むのに必要なサービスを提供します。2 サービス提供責任者が行う研修、技術指導等を受けることで介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービス提供します。3 サービス提供後、利用者の心身の状況等について、サービス提供責任者に報告を行います。4 サービス提供責任者から、利用者の状況についての情報伝達を受けます。	常 勤 0名 非常勤 8名
事務職員	1 第1号事業支給費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	常 勤 0名 非常勤 1名

- 3 提供するサービスの内容及び費用について
- (1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容			
訪問介護相当サービス個別 計画の作成	利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、訪問介護相当 サービスの目標、当該目標を達成するための具体的な当該訪問介 護相当サービスの内容、当該訪問介護相当サービスの提供を行う 期間等を記載した訪問介護相当サービス個別計画を作成します。			
食事介助	食事の介助を行います。			
入浴介助	入浴(全身浴・部分浴)の介助や清拭(身体を拭く)、洗髪などを行います。			
排泄介助	排泄の介助、おむつ交換を行います。			
特段の専門的配慮をもっ て行う調理	医師の指示に基づき、適切な栄養量及び内容を有する特別食(腎臓病食、肝臓病食、糖尿病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食、嚥下困難者のための流動食等)の調理を行います。			
更衣介助	上着、下着の更衣の介助を行います。			
身体整容	日常的な行為としての身体整容を行います。			
体位変換	床ずれ予防のための、体位変換を行います。			
移動·移乗介助	室内の移動、車いす等へ移乗の介助を行います。			
服薬介助	配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。			
起床·就寝介助	ベッドへの誘導、ベッドからの起き上がりの介助を行います。			
生活支援のための見守り的援助	 ○ 入浴、更衣等の見守り(必要に応じて行う介助、転倒予防のための声かけ、気分の確認などを含む) ○ 移動時、転倒しないように側について歩く(介護は必要時だけで、事故がないように常に見守る) ○ ベッドの出入り時など自立を促すための声かけ(声かけや見守り中心で必要な時だけ介助) ○ 利用者と一緒に手助けや声かけ及び見守りしながら行う調理、配膳、後片付け(安全確認の声かけ、疲労の確認を含む) ○ 車イス等での移動介助を行って店に行き、利用者が自ら品物を選べるよう援助 ○ 洗濯物を一緒に干したりたたんだりすることにより自立支援を促すとともに、転倒予防等のための見守り・声かけ等を行います。 			
買物	利用者の日常生活に必要な物品の買い物を行います。			
調理	利用者の食事の用意を行います。			
掃除	利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。			
洗濯	利用者の衣類等の洗濯を行います。			

(2) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ⑤ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供(大掃除、庭掃除など)
- ⑥ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑦ 身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑧ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額について

【基本部分:訪問介護相当】※身体介護及び生活援助

サービス名称	内 容 (要介護度)	基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
訪問型独自サ ービス費 I (1月につき)	週1回程度の利用 (事業対象者・要支援1・2)	12,747円/月	1,275 円	2,550 円	3,825 円
訪問型独自サ ービス費 II (1月につき)	週2回程度の利用 (事業対象者・要支援1・2)	25,463円/月	2,547 円	5,093 円	7,639 円
訪問型独自サ ービス費 Ⅲ (1月につき)	週3回程度の利用 (事業対象者・要支援2)	40,400円/月	4,040 円	8,080 円	12,120 円

上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

		加		算	利用料	利用者 負担額	算	定	口	数	等
区要	初	口	加	算	2, 140 円	214 円	初回	回のみ			
分なし、支援度に	介護職	員等処遇改	善加算	(I) ※	所定単位数の 245/1000	左記の1割	減算			に各種 単位数	
による	特定	事業所力	加算	(II)	1回あたり 所定単位数の 10/1000	左記の1割	1回	当たり			

(注1)※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

◇ 訪問介護相当サービスとして不適切な事例への対応について

- (1) 次に掲げるように、訪問介護相当サービスとして適切な範囲を逸脱していると考えられるサービス提供を求められた場合は、サービス提供をお断りする場合があります。
 - ① 「直接本人の援助」に該当しない行為

主として家族の利便に供する行為又は家族が行うことが適当であると判断される行為

- 利用者以外のものに係る洗濯、調理、買い物、布団干し
- 主として利用者が使用する居室等以外の掃除
- ・ 来客の応接(お茶、食事の手配等)
- 自家用車の洗車・清掃等
- ② 「日常生活の援助」に該当しない行為

訪問介護員が行わなくても日常生活を営むのに支障が生じないと判断される 行為

- 草まれしり
- 花木の水やり
- 犬の散歩等ペットの世話等

日常的に行われる家事の範囲を超える行為

- 家具・電気器具等の移動、修繕、模様替え
- 大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけ
- ・ 室内外家屋の修理、ペンキ塗り
- 植木の剪定等の園芸
- 正月、節句等のために特別な手間をかけて行う調理等
- (2) 訪問介護相当サービスの範囲外のサービス利用をご希望される場合は、介護予防支援事業者又は市町村に連絡した上で、ご希望内容に応じて、市町村が実施する軽度生活援助事業、配食サービス等の生活支援サービス、特定非営利活動法人(NPO法人)などの住民参加型福祉サービス、ボランティアなどの活用のための助言を行います。
- (3) 上記におけるサービスのご利用をなさらず、当事業所におけるサービスをご希望される場合は、別途契約に基づく訪問介護相当外のサービスとして、利用者の全額自己負担によってサービスを提供することは可能です。なおその場合は、訪問介護相当サービス個別計画の策定段階における利用者の同意が必要となることから、介護予防支援事業者等に連絡し、介護予防サービス計画等の変更の援助を行います。

4 その他の費用について

① サービス提供に当たり必要となる利用者の居宅で使用する電気、ガス、水道の費用	利用者の別途負担となります。
② 通院・外出介助における訪問介護員等の公共 交通機関等の交通費	実費相当を請求いたします。

5 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)

その他の費用の請求及び支払い方法について

- ア 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその ① 利用料、利用者負担額 他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合 (介護保険を適用する場 計金額により請求いたします。 合)、その他の費用の請求 イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月20日ま 方法等 でに利用者あてにお届け(郵送)します。 ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控 えと内容を照合のうえ、請求月の27日までに、下記のいずれ かの方法によりお支払い下さい。 ② 利用料、利用者負担額 (ア)事業者指定口座への振り込み (介護保険を適用する場 (イ)利用者指定口座からの自動振替 合)、その他の費用の支払 (ウ)現金支払い い方法等 イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領 収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いしま す。(医療費控除の還付請求の際に必要となることがありま
- ※ 利用料利用者負担額(サービスを適用する場合)及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 担当する訪問介護員等の変更をご希望される場合の相談窓口について

	相談担当者氏名	平田 友作
利用者のご事情により、担当する訪	連絡先電話番号	072-753-7800
問介護員等の変更を希望される場合は、右のご相談担当者までご相談	同ファックス番号	072-753-7801
ください。	受付日及び受付時間	月曜日から金曜日まで 午前 9時から午後6時
	ZD E XO XN III	※12/29~1/3 を除く

※ 担当する訪問介護員等の変更に関しては、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

7 サービスの提供に当たって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要支援認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、介護予防支援が利用者に対して行われていない等の

場合であって、必要と認められるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。

- (3) 利用者に係る介護予防支援事業者が作成する「介護予防サービス計画(ケアプラン)」等に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、訪問介護相当サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した「訪問介護相当サービス個別計画」を作成します。なお、作成した「訪問介護相当サービス個別計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたし行い、同意を得た上で交付いたしますので、ご確認いただくようお願いします。
- (4) サービス提供は「訪問介護相当サービス個別計画」に基づいて行います。なお、「訪問介護相当サービス個別計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- (5) 訪問介護員等に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行います。実際の提供に当たっては、利用者の心身の状況や意向に充分な配慮を行います。

8 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者

管理者 平田 友作

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 介護相談員を受入れます。
- (6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等) による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した

9 秘密の保持と個人情報の保護について

	「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な
	取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱
	いに努めるものとします。
	イ 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」とい
① 利用者及びその家族に関する秘密	う。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者及
の保持について	びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏ら
	しません。
	ウ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約
	が終了した後においても継続します。
	エ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はそ
	の家族の秘密を保持させるため、従業者である期間
	及び従業者でなくなった後においても、その秘密を
	保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とし

	ます。
② 個人情報の保護について	ア 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 イ 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ウ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加又は削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)

10 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

11 事故発生時の対応方法について

利用者に対する訪問介護相当サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の 家族、利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する訪問介護相当サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、 損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	
保険名	賠償責任保険	
保障の概要	賠償金1事故・1請求最高1億円	

12 身分証携行義務

訪問介護員等は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又は利用者の家族から提示を 求められた時は、いつでも身分証を提示します。

13 心身の状況の把握

訪問介護相当サービスの提供に当たっては、介護予防支援事業者等が開催するサービス担当 者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

- 14 介護予防支援事業者等との連携
- (1) 訪問介護相当サービスの提供に当たり、介護予防支援事業者等及び保健医療サービス又は福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- (2) サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問介護相当サービス個別計画」の写しを利用者の同意を得た上で介護予防支援事業者等に速やかに送付します。
- (3) サービスの内容が変更された場合又はサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した 書面又はその写しを速やかに介護予防支援事業者等に送付します。

15 サービス提供の記録

- (1) 訪問介護相当サービスの実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- (2) 訪問介護相当サービスの実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービス提供の日から5年間保存します。
- (3) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

16 衛生管理等

- (1) 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

17 その他の費用

① サービス提供に当たり必要となる利用者の居宅で使用する電気、ガス、水道の費用	重要事項説明書4-①記載のとおりです。
② 通院·外出介助における訪問介護員等の公 共交通機関等の交通費	重要事項説明書4-②記載のとおりです。

18 サービス提供に関する相談、苦情について

- (1) 苦情処理の体制及び手順
 - ① 提供した指定訪問介護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦
 - ② 情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)
 - ③ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。 また担当者が不在の時は基本的な事項について職員全員が対応できるように体制を整えると ともに事後に担当者が責任をもって対応をする。

(2) 苦情申立の窓口

① サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口 電話番号 072-753-7800 面接場所 当事業所の相談室 ② サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

	池田市福祉部高齢者政策推進室 地域支援課	電話番号	072-752-1111
苦情受付機関	健康福祉部広域福祉課	電話番号	072-727-9661
	大阪府国民健康保険団体連合会	電話番号	06-6949-5418

上記内容について、「大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年大阪府条例第115号)」の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

重要事項説明書の説明年月日	令和	年	月	日	
---------------	----	---	---	---	--

	所 在	地	兵庫県川西市出在家町1番6号	
事	法人	名	有限会社 ハートフルケア	
業	代表者	名	三宅 圭一	印
者	事業所	名	訪問介護ステーションは一とふる池田五月丘	
	説明者氏	:名	管理者 平田 友作	印

事業者から上記内容の説明を確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	ED
代理人	住所	
	氏 名	印